

9 防災気象情報に伴う臨時休業措置等について

1 「特別警報」「危険警報」が発表された場合

- (1) 午前6時現在、京都府山城中部に発表されている場合は、臨時休業とする。また、特別警報・危険警報が解除されても、その日は臨時休業とする。
- なお、特別警報・危険警報は全ての現象を対象とする。
- (2) 自宅のある地域に発表されている場合は、自宅待機とする。
- 欠席の扱いについては配慮する。
- (3) 生徒登校後に、京都府山城中部に発表された場合は、直ちに授業を中止し、通学路の状況に応じて、緊急下校・学校待機等の措置について適切に判断する。保護者等へ引き渡す際には、引き渡しのために来校する保護者等の安全にも配慮する。

2 「暴風(雪)警報」が山城中部または自宅のある地域のいずれかに発表された場合

午前6時00分現在	暴風(雪)警報発表中	自宅待機
午前6時00分現在	山城中部で 暴風(雪)警報解除	1限より授業開始 ※自宅のある地域に発表されている生徒は、自宅待機
午前10時00分現在	山城中部で 暴風(雪)警報発表中	臨時休業
午前10時00分現在	山城中部で 暴風(雪)警報解除	5限より授業開始(13:10 SHR から実施) ※自宅のある地域に発表されている生徒は、自宅待機

なお、登校時に警報が発表されたときは、関係機関と協議のうえ、校長が措置を決定する。

3 注意事項

- (1) 休日等の部活動・模擬試験等について
原則、上記1、2の措置を適用する。

4 学校からの連絡手段について

非常変災時の休校や始業時刻の変更等に関する学校からの連絡は、これまで通り以下のツールにて配信します。気象状況が急変した際は、こまめに確認してください。

- ・西城陽高校さくら連絡網
- ・Microsoft Teams

担当	教務部(教務担当)
----	-----------